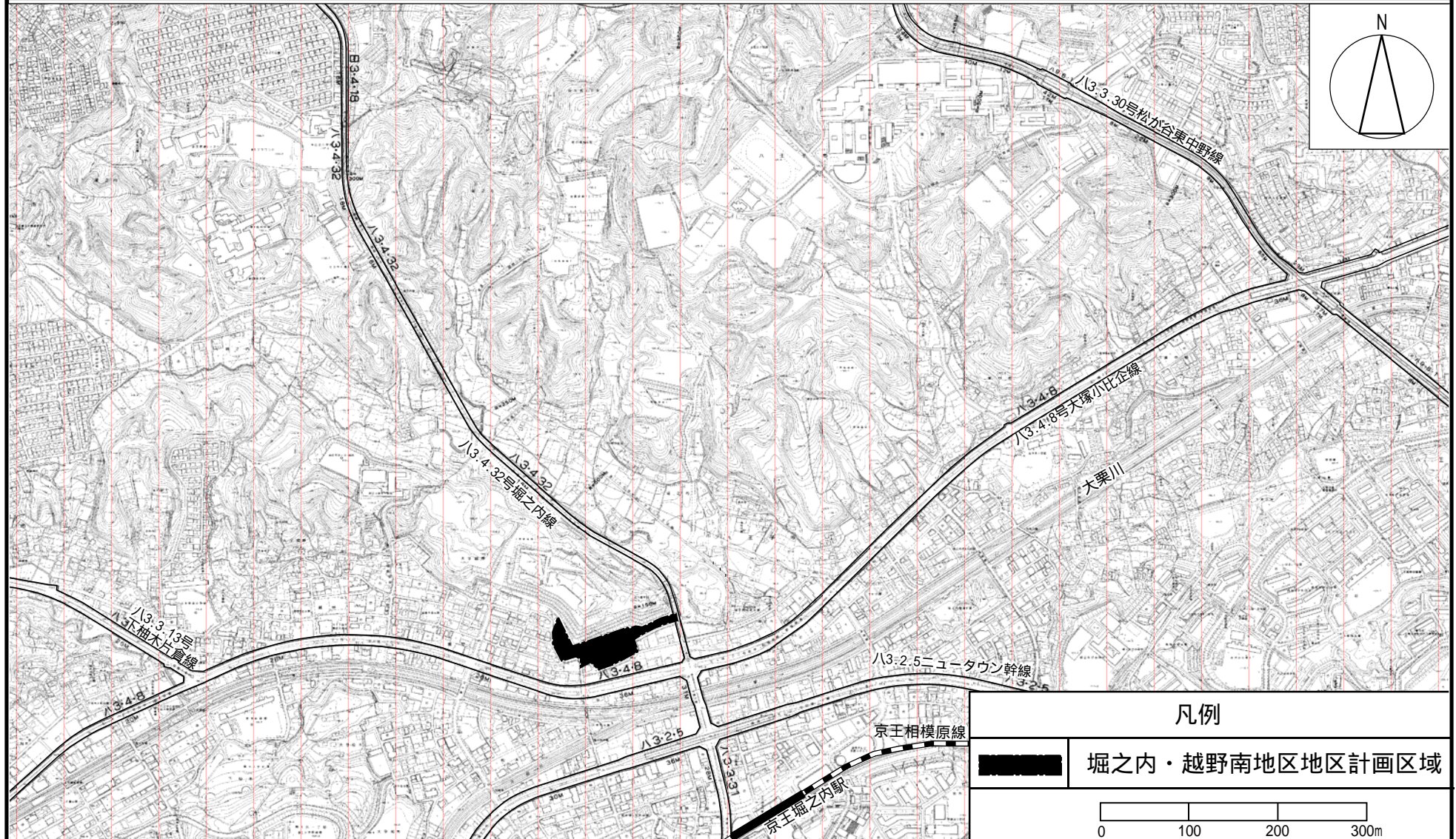


# 八王子都市計画地区計画 堀之内・越野南地区地区計画

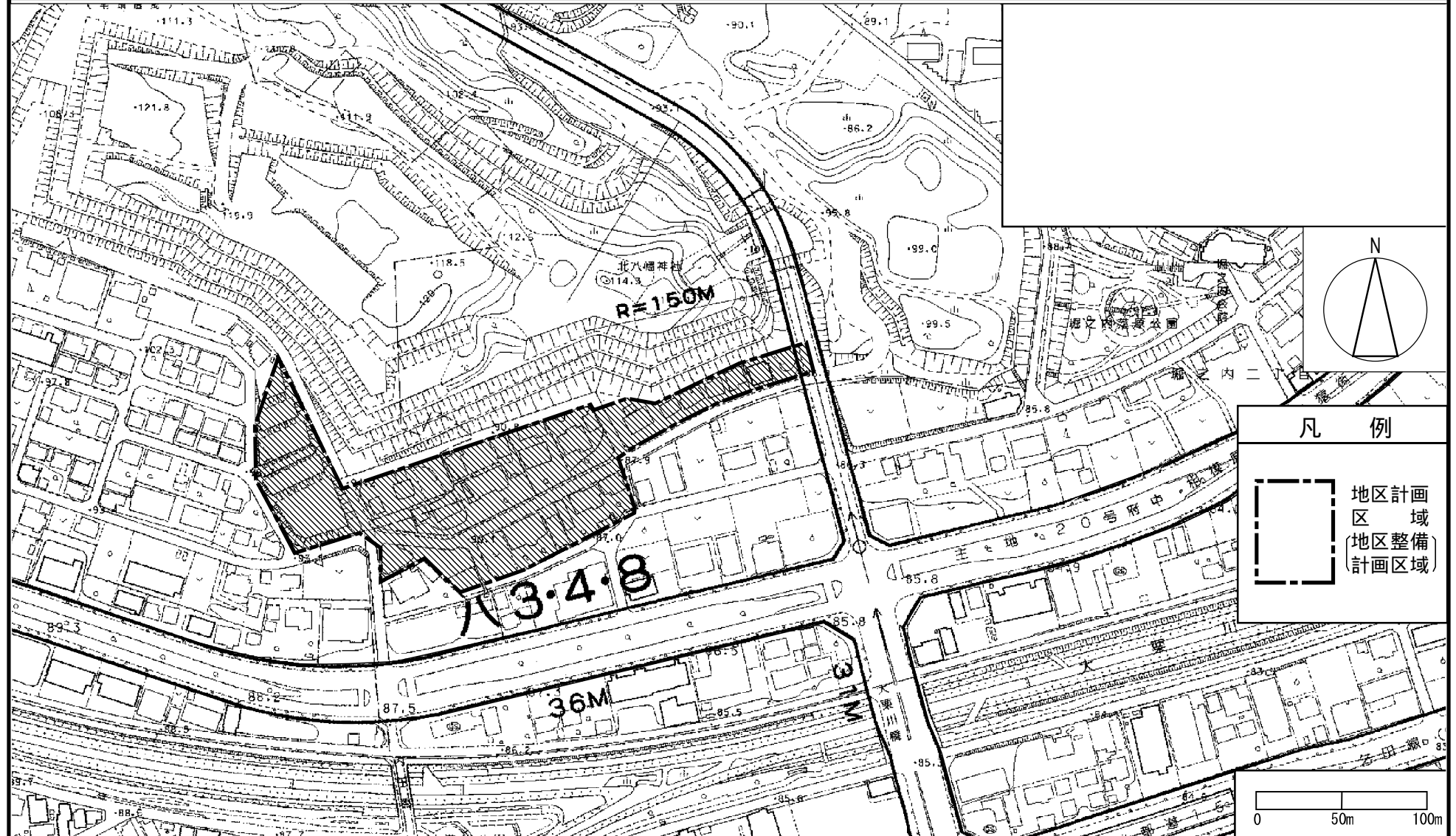
## 位置図

〔八王子市決定〕



# 八王子都市計画地区計画 堀之内・越野南地区地区計画 計画図

〔八王子市決定〕





八王子都市計画地区計画の変更（八王子市決定）

都市計画由木19住区南地区地区計画の名称を堀之内・越野南地区地区計画に変更する。

|  |  |   |
|--|--|---|
| 名 称  | 堀之内・越野南地区地区計画  |   |
| 位 置  | 八王子市堀之内及び越野各地内   |   |
| 面 積  | 約 1.9ha  |   |
| 地 区 計 画 の 目 標  | 本地区は、多摩ニュータウン事業区域の中北部19住区の南側に位置し、住宅・都市整備公団の施行する独立住宅地で、隣接する由木土地<br>区画整理事業など、周辺地域と調和する良好な都市環境の増進を図るとともに、自然環境と生活環境の整った、快適で定住性の高い良好な<br>住環境の形成を図ることを目標とする。 |   |
| 区<br>域<br>の<br>整<br>備<br>・<br>開<br>発<br>及<br>び<br>保<br>全<br>に<br>関<br>す<br>る<br>方<br>針 | 土 地 利 用 の 方 針  | 自立性のある生活圏を形成する一般住宅市街地として、無秩序な敷地の細分化を防止するなど、由木土地区画整理事業区域と一体的で秩<br>序ある健全な住環境の形成を図る。                             |
|  | 地区施設の整備の方針   | 新住宅市街地開発事業（以下、「新住事業」とする。）により整備された、道路の維持保全を図る。   |
|  | 建築物等の整備の方針   | 新住事業による基盤整備の効果を損なうことのないよう、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び垣<br>又はさくの構造の制限を定め、緑の空間を背景とする安全で利便性に富む都市環境の形成を図る。 |

|        |            |               |  |
|--------|------------|---------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限    | 次に掲げる建築物は建築してはならない。<br>共同住宅（床若しくは壁又は戸で区画された各住戸の床面積が29㎡以上のものを除く。）   |
|        |            | 建築物の敷地面積の最低限度 | 170㎡   |
|        |            | 壁面の位置の制限      | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.7m以上としなければならない。ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。<br>1. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの<br>2. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの。 |
|        |            | 垣又はさくの構造の制限   | 生垣又はフェンスとしなければならない。ただし、高さ1.2m以下のコンクリートブロック塀等は、この限りでない。   |

「区域は、計画図表示のとおり」

は知事同意事項

理由：多摩都市計画・八王子都市計画及び町田都市計画新住宅市街地開発事業の完了にあたり「19住区」という事業上の名称を見直し「堀之内・越野南地区地区計画」に変更する。